

## 「桐生若人の広場」使用要項

1. 使用期間 毎年1月4日～12月28日（但し夏期開設期間は別途指示）
2. 使用時間 桐生若人の広場 全日 宿泊可能
3. 使用資格
  - ・原則として市内在住・在勤・在学の社会教育団体で、キャンプ場開設の趣旨（野外活動及び集団活動を通じて青少年の健全な育成を図る）にそったプログラムで利用し、適切な指導者の引率する10人以上の団体。
  - ・事前に交付されるキャンプ場使用許可書を所持していること
4. 利用者数 150名程度 \*\*3団体\*\*
5. 使用できる施設 ☆キャンプサイト・上水場・野外便所
6. 申請手続 使用許可申請書に必要事項を記入の上、プログラム、使用者名簿（名前だけで可）を添付し、使用10日前までに提出すること。  
**事前に必ず空き状況を市民スポーツ・国体推進課までお問い合わせのうえ申請してください。**  
〒520-8575  
大津市御陵町3番1号 大津市市民部 市民スポーツ・国体推進課  
TEL：077（528）2637 FAX：077（523）7855
7. プログラム プログラムを作成することにより、決められた時間の中で最大限の効果が上げられるようにしましょう。  
（プログラム例）
  - ◆ 起床時間 午前6時30分
  - ◆ 朝の集い 午前7時～ 朝食、朝の体操
  - ◆ 研修 午前9時分～午後4時 各班に分かれて野外活動研修
  - ◆ タベのつどい 午後5時～ 夕食、レクリエーション、今日の反省
  - ◆ 消灯時間 午後9時

8. 禁止事項
  - ※ テント内での蚊取り線香、ロウソク、煙草等の火気使用
  - ※ 酒類の持ち込み、飲酒
  - ※ とばく行為
  - ※ 決められた場所以外での火の使用
  - ※ 施設、設備、立木等をき損する行為
  - ※ その他、公の秩序または善良な風俗を乱す恐れのある行為

9. 注意事項
  - ☆ 駐車場について
    - ◇ 駐車場はありません。自動車の使用は最低限にとどめること。
    - ◇ 使用者は、公共交通機関を利用しましょう。
  - ☆ ゴミの処理
    - ◇ ゴミは全て持ち帰る（特に、ビン、缶、ビニール、ペットボトル）。
    - ◇ 炊事に出たゴミは、その都度ゴミ袋に入れて、水道管が詰まらないようにする。
    - ◇ ご飯やおかずについても、作りすぎて食べ残しが出ることの無いようにする。
  - ☆ キャンプサイト
    - ◇ キャンプサイトは、使用后、必ず自然の状態に戻すこと。
    - ◇ 複数の団体で使用する場合は、使用団体同士で使用範囲を協議して決めること。
    - ◇ キャンプサイトでは、周辺の迷惑になるような大声で騒ぐことや、マイク・スピーカー他音響設備の使用を慎むこと。
  - ☆ 水の使用
    - ◇ 水道は節約すること。
    - ◇ 川の水を飲料水、炊事に使用しないこと。

※ 規則に反した行為をしたり、他の使用団体や周辺住民に迷惑を与えた場合は、使用許可の取消、並びに今後の使用を禁止することがあります。

**キャンプ場退場時には、必ず清掃を行い、**

**『来たときよりも美しく』を心掛けましょう**